

地域づくりのための公共施設再編  
方針策定懇談会  
～協議内容のとりまとめ～

(空白)

# 目 次

1. 方針策定の背景 .....	1
2. 方針策定の目的 .....	1
3. 地域づくりの対象圏域 .....	2
4. 他の事業との関係性 .....	2
5. 八王子市の現状 .....	3
(1) 人口 .....	3
(2) 地域活動の状況 .....	8
(3) 地域における市民意識の状況 .....	10
6. 八王子市が抱える地域の課題 .....	12
(1) 地域で異なる様々な課題への対応 .....	12
(2) 地域活動団体との連携 .....	13
(3) 地域活動の拠点づくり .....	13
7. 地域づくり推進の基本的な考え方 .....	14
(1) 地域づくり推進の基本的な考え方 .....	14
(2) 地域づくり推進で配慮すべき事項 .....	16
8. 今後の展開 .....	19
(1) 地域づくり推進の基本的なプロセス .....	19
(2) 地域づくり推進に向けた地域における検討体制の構築 .....	19
(3) 地域別推進計画の策定 .....	20
(4) 地域づくり推進に向けた行政における取組 .....	22
【資料】 .....	23
① 市政への要望（重点施策要望）結果詳細 .....	24
② 中学校区別公共施設配置図 .....	26
③ 昭和 56 年度（1981 年度）までに建設した学校施設一覧 .....	27
④ 全学年が単学級(1 クラス)の学校における過去 5 年の児童・生徒数の推移 .....	28
⑤ 地域づくり推進のための公共施設再編方針策定懇談会設置要綱 .....	28

(空白)

## 1. 方針策定の背景

本市は、「活力ある魅力あふれるまち」の実現に向け、平成 25 年（2013 年）に八王子市基本構想・基本計画「八王子ビジョン 2022」を策定し、取り組んでいます。

本市が誇る「市民力・地域力」を活かし、市民・行政の相互理解のもと、それぞれの役割と責任により協働することを行政運営の基本とし、安心して暮らすことができる地域社会を目指しています。

平成 27 年（2015 年）4 月には、自らの意思と責任に基づく団体自治を実現する中核市へ都内で初めて移行し、東京都から移譲された事務権限を活かし、本市の実情に応じた、より質の高い市民サービスの提供に取り組んでいます。

地方公共団体を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化に加え、経済のグローバル化・デジタル化の進展により、大きく変容してきています。

このような中、これまで行政にとって協働の最大のパートナーであり、地域コミュニティの核であった町会・自治会も、加入者数の減少などの課題を抱え、また行政は、様々な課題を解決するための政策の地域単位がそれぞれ異なることや市民サービスの提供に欠かせない施設の老朽化という課題を抱えています。

一方で、団体自治と両輪となる住民自治においては、本市では地域に開かれ、地域とともにある「学校運営協議会制度」が導入され、既に中学校単位でのコミュニティが形成され始めています。また、高齢化や介護といった問題に対応するため、住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるよう地域で連携しながら、互いに助け合う「地域包括ケアシステム」の考え方も整理され、今後の福祉・保健サービスを地域の中で支えあいながら総合的に展開していく土台づくりも着実にすすんでいます。

これらを踏まえ、今後の政策は、地域との協働を地域ベースで再編し、総合的に地域が取り組める、新たな仕組みを構築することとしました。

## 2. 方針策定の目的

本市は、産業の発展とともに多くの人でにぎわう中心市街地、計画的に開発されたニュータウン、豊かな自然に囲まれた周辺部など様々な地域性を有しており、地域の成り立ちや市民の暮らし方によって、その地域特有の課題（以下「地域課題」という。）があります。

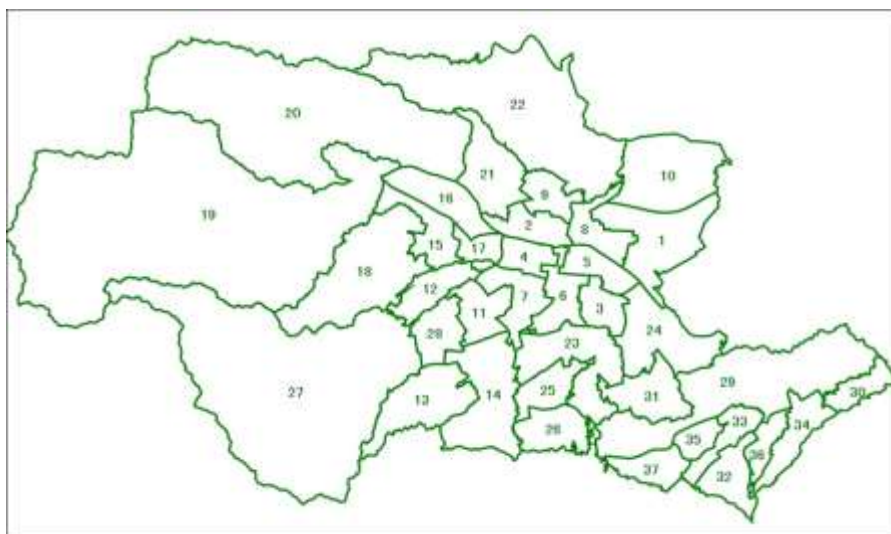
本方針では、地域で生活する市民の安全安心な暮らしの実現に向けて、地域単位で課題を把握し、それぞれの地域課題の解決を目指すとともに、その過程で築き上げられた組織・コミュニティによって、今後、地域で主体的に課題解決を目指す取組（以下「地域づくり」という。）を進められるよう、その基本的な考え方や課題解決を目指す取組の進め方等を示します。

### 3. 地域づくりの対象圏域

本市では、いくつかの町や村の合併により市域を拡大してきた歴史があります。また、各地域の人口構成や年齢構成は、開発による人口流入などにより異なり、現在活動している組織や団体の多くは、町単位などで活動しています。そのため、地域における合意形成を進める上での単位を考える際には、こうした歴史的経緯や地域ごとの実情を踏まえる必要があります。

本方針では、地域課題を共有し、合意形成を図り解決していく圏域として、日常生活において、市民に身近な顔の見える関係性をつくりやすい中学校区（図表 1）を対象とします。

図表 1 本市の中学校区



No	中学校区名	No	中学校区名	No	中学校区名	No	中学校区名
1	第一中学校区	11	横山中学校区	21	檜原中学校区	31	中山中学校区
2	第二中学校区	12	長房中学校区	22	加住中学校区	32	南大沢中学校区
3	第三中学校区	13	館中学校区	23	由井中学校区	33	宮上中学校区
4	第四中学校区	14	櫛田中学校区	24	打越中学校区	34	別所中学校区
5	第五中学校区	15	元八王子中学校区	25	みなみ野中学校区	35	上柚木中学校区
6	第六中学校区	16	四谷中学校区	26	七国中学校区	36	松木中学校区
7	第七中学校区	17	横川中学校区	27	浅川中学校区	37	鎌水中学校区
8	ひよどり山中学校区	18	城山中学校区	28	陵南中学校区		
9	甲ノ原中学校区	19	恩方中学校区	29	由木中学校区		
10	石川中学校区	20	川口中学校区	30	松が谷中学校区		

### 4. 他の事業との関係性

本方針では、「第3期地域福祉計画」や「八王子市立地適正化計画」など、各分野で取り組んでいる地域に関連した政策と連携し、総合的・一体的に地域づくりをすすめていきます。

## 5. 八王子市の現状

### (1) 人口

#### ア. 本市の人口

本市における将来の人口推計は、図表2のとおりです。

総人口でみると、平成27年(2015年)577,513人が令和42年(2060年)には451,482人まで減少し、その減少率は21.8%となっています。

年齢別人口でみると、年少人口(0~14歳)は平成27年(2015年)67,666人で、今後増減があるものの、令和42年(2060年)には58,107人となり、全人口に占める割合は12.9%となっていきます。

生産年齢人口(15~64歳)は平成27年(2015年)が365,200人で、既に減少傾向にあり、令和42年(2060年)には244,528人、その減少率は33.0%と年少人口や老年人口と比べて最も大きく、令和42年の全人口に占める割合は54.2%となっていきます。

老年人口(65歳以上)は平成27年(2015年)が144,647人で、令和22年(2040年)まで増加するものの、その後は減少し令和42年には148,847人となりますが、高齢化率は33.0%と、平成27年(2015年)と比べて7.9ポイント上昇していきます。

本市では、今後人口減少が進む中、地域を支える生産年齢人口が減少する一方、老年人口の割合が増加していきます。

図表2 本市の将来人口推計(平成27年(2015年)~令和42年(2060年))



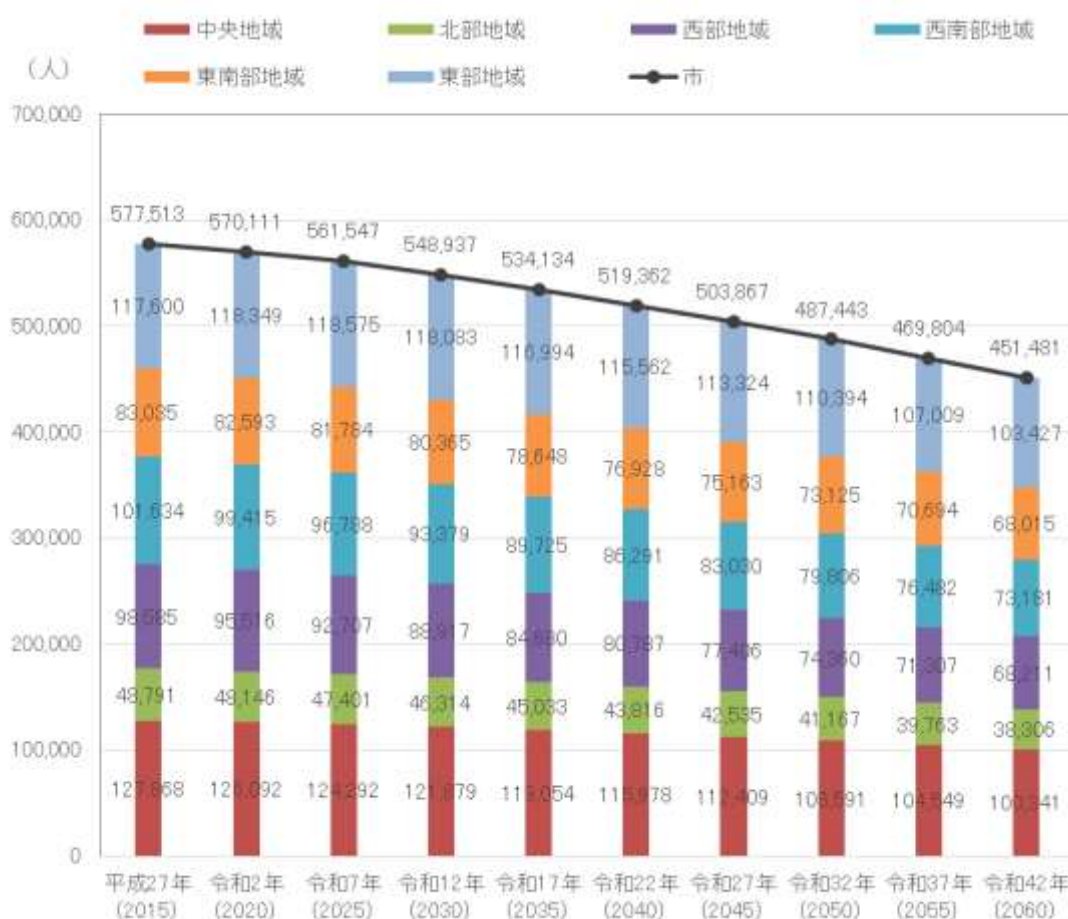
資料:「八王子市まち・ひと・しごと創生総合戦略 平成30年改定版をもとに作成」

## イ. 6 圏域別の人口

本市における将来の総人口の推計結果を6圏域<sup>\*</sup>別でみると、図表3のとおりです。

いずれの地域も平成27年(2015年)と比べた令和42年(2060年)の人口は減少しており、特に西部地域と西南部地域は、減少率がそれぞれ30.8%と28.0%となっており、本市の減少率21.8%を上回っています。

図表3 6圏域の将来人口推計(平成27年(2015年)～令和42年(2060年))



\* 数値は、小数点第1位を四捨五入しているため、市全体の推計値と各圏域別推計値の合計値は必ずしも一致しない。

\* 6圏域とは、平成25年(2013年)に策定した八王子市基本構想・基本計画「八王子ビジョン2022」において、それぞれの地域の個性を活かした、市民と行政による協働のまちづくりを行うため、市域を6つ(中央地域、北部地域、西部地域、西南部地域、東南部地域、東部地域)に区分した範囲のこと。



## ウ. 中学校区別の人口

中学校区別の人口をみると、次項の図表4のとおりです。

中央地域は、生産年齢人口の割合が高い中学校区が多いが、第二中学校・第四中学校・甲ノ原中学校では老年人口の割合が高く、第三中学校・ひよどり山中学校では年少人口の割合が高くなっています。

北部地域は、生産年齢人口の割合が高い中学校区が多いが、第一中学校・石川中学校では年少人口の割合が高く、加住中学校では老年人口が高くなっています。

西部地域は、全ての中学校区で老年人口の割合が高くなっていますが、元八王子中学校・城山中学校・檜原中学校では年少人口も高くなっています。

西南部地域は、概ね老年人口の割合が高くなっていますが、陵南中学校のみが生産年齢人口及び年少人口の割合が高くなっています。

東南部地域は、概ね生産年齢人口及び年少人口の割合が高くなっていますが、打越中学校は老年人口の割合が高い一方、年少人口の割合が低くなっています。

東部地域は、由木中学校・松が谷中学校・中山中学校において老年人口の割合が高くなっていますが、宮上中学校・別所中学校・上柚木中学校・松木中学校・鎌水中学校は、生産年齢人口及び年少人口の割合が高くなっています。

立地や開発時期の違いなどによって、中学校区ごとの特性が見られ、老年人口の割合が高い中学校区では高齢者支援、生産年齢人口及び年少人口の割合が高い中学校区では子ども・子育て支援といったニーズの違いも想定されます。

図表 4 中学校区別の人口

圏域	中学校	人口(人)				年齢別人口割合(%)		
		全体	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
中央	第二中学校	11,717	1,054	6,614	4,049	9.0	56.4	34.6
	第三中学校	14,918	1,683	9,898	3,337	11.3	66.3	22.4
	第四中学校	12,959	1,081	7,927	3,951	8.3	61.2	30.5
	第五中学校	23,519	2,303	15,858	5,358	9.8	67.4	22.8
	第六中学校	20,010	1,782	12,977	5,251	8.9	64.9	26.2
	第七中学校	21,187	2,132	13,473	5,582	10.1	63.6	26.3
	ひよどり山中学校	13,003	1,551	8,347	3,105	11.9	64.2	23.9
	甲ノ原中学校	9,115	874	5,045	3,196	9.6	55.3	35.1
北部	第一中学校	21,201	2,537	13,149	5,515	12.0	62.0	26.0
	石川中学校	22,726	2,695	14,242	5,789	11.9	62.7	25.5
	加住中学校	11,019	796	7,185	3,038	7.2	65.2	27.6
西部	元八王子中学校	11,661	1,348	6,584	3,729	11.6	56.5	32.0
	四谷中学校	16,705	1,845	9,301	5,559	11.0	55.7	33.3
	横川中学校	8,705	886	5,051	2,768	10.2	58.0	31.8
	城山中学校	13,861	1,570	7,756	4,535	11.3	56.0	32.7
	恩方中学校	13,765	1,358	7,578	4,829	9.9	55.1	35.1
	川口中学校	17,423	1,677	9,406	6,340	9.6	54.0	36.4
	檜原中学校	15,817	1,913	9,181	4,723	12.1	58.0	29.9
西南部	横山中学校	17,785	1,665	10,616	5,504	9.4	59.7	30.9
	長房中学校	11,060	1,166	5,734	4,160	10.5	51.8	37.6
	館中学校	9,856	872	5,663	3,321	8.8	57.5	33.7
	桐田中学校	23,464	2,531	14,016	6,917	10.8	59.7	29.5
	浅川中学校	12,061	1,217	6,691	4,153	10.1	55.5	34.4
	陵南中学校	16,612	2,002	10,434	4,176	12.1	62.8	25.1
東南部	由井中学校	18,057	2,014	11,120	4,923	11.2	61.6	27.3
	打越中学校	24,203	2,359	15,183	6,661	9.7	62.7	27.5
	みなみ野中学校	14,849	2,145	10,291	2,413	14.4	69.3	16.3
	七国中学校	10,495	2,401	7,110	984	22.9	67.7	9.4
東部	由木中学校	30,852	4,065	20,112	6,675	13.2	65.2	21.6
	松が谷中学校	9,100	862	4,927	3,311	9.5	54.1	36.4
	中山中学校	13,606	1,165	6,816	5,625	8.6	50.1	41.3
	南大沢中学校	11,763	1,032	6,953	3,778	8.8	59.1	32.1
	宮上中学校	11,155	1,261	7,554	2,340	11.3	67.7	21.0
	別所中学校	15,083	1,832	10,168	3,083	12.1	67.4	20.4
	上柚木中学校	9,701	1,196	6,499	2,006	12.3	67.0	20.7
	松木中学校	13,159	1,727	9,280	2,152	13.1	70.5	16.4
鎌水中学校	8,793	1,526	6,069	1,198	17.4	69.0	13.6	
市域	合計	560,965	62,123	344,808	154,034	11.1	61.5	27.5

※学区判定が不明の人口は含まない。

※年齢別人口割合において、市域より高い割合を示す中学校区について着色して示す。

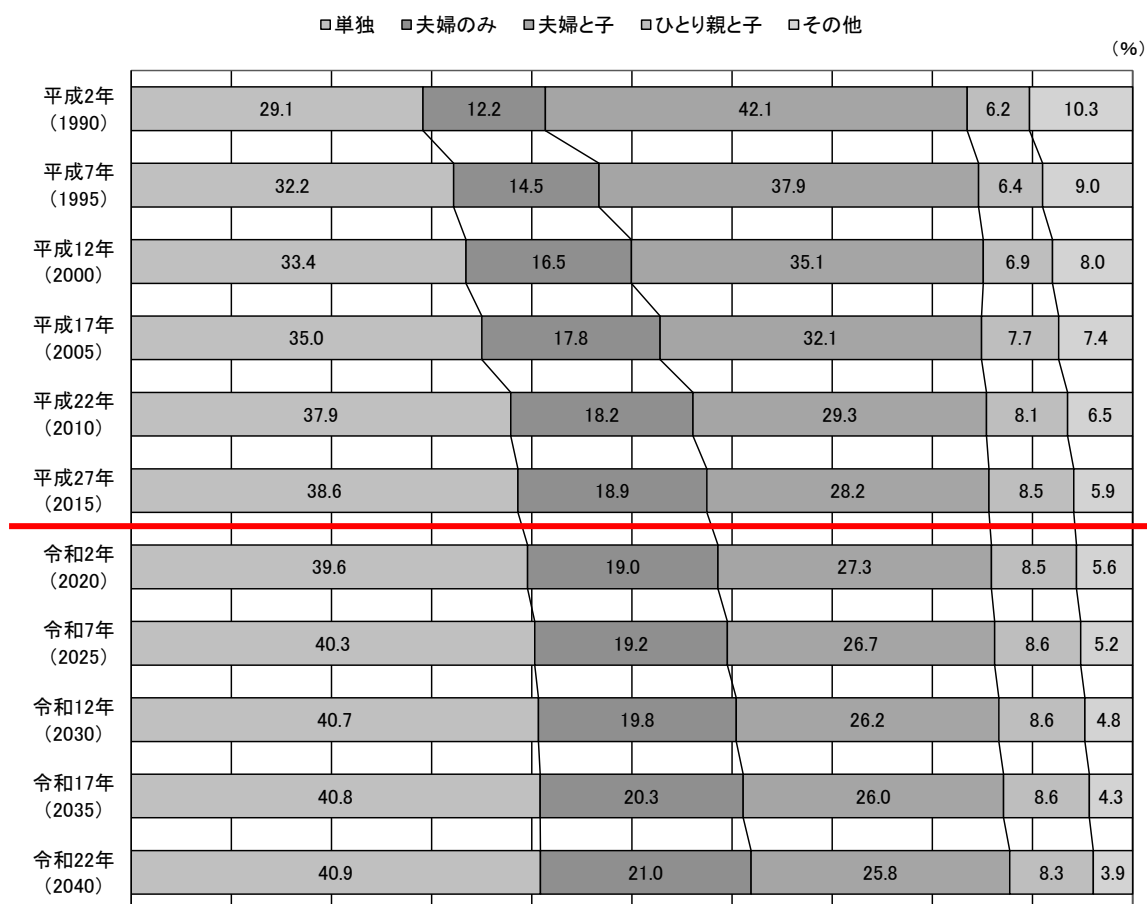
資料：「教育支援課（令和元年（2019年）8月1日 現在）」

## エ. 本市の世帯構造別世帯数の構成割合

本市における世帯構造別での世帯数の構成割合は、図表 12 のとおりです。

平成 2 年（1990 年）と平成 27 年（2015 年）を比較すると、単独世帯は 9.5%増加し、夫婦のみ世帯は 6.7%の増加、夫婦と子世帯は 13.9%の減少となっています。令和 2 年（2020 年）から令和 42 年（2060 年）では、世帯構造別の構成割合に大きな変化はないものの、単独世帯の微増傾向が続き、全体の約 40%を占めることが想定されます。

図表 12 本市の世帯構造別構成割合（平成 2 年（1990 年）～令和 22 年（2040 年））



資料：国勢調査(各年)

※平成 27 年（2015 年）までは実績値、令和 2 年（2020 年）以降は推計値。

## (2) 地域活動の状況

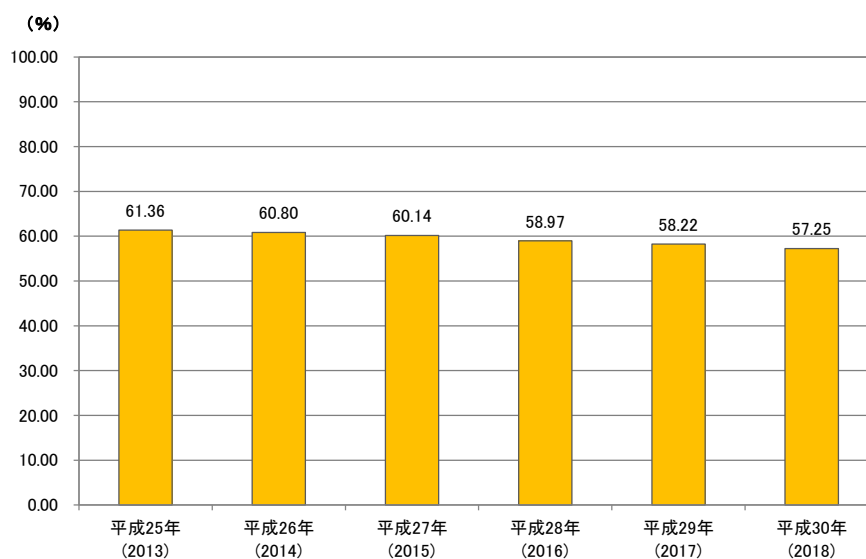
### ア. 地域活動団体などの状況

#### (ア) 町会・自治会の状況

本市の町会・自治会数は、576 団体（令和元年（2019 年）6 月現在）です。

町会・自治会加入率をみると、平成 30 年（2018 年）は 57.25%で、平成 25 年（2013 年）の 61.36%と比べて 4.11 ポイント減少しています。（図表 5）

図表 5 町会・自治会加入世帯の推移



資料：「協働推進課（各年度 6 月 1 日 現在）」

#### イ. その他の地域活動状況

本市の NPO 法人数をみると、平成 30 年度（2018 年度）は 275 団体となっています。

平成 25 年度（2013 年度）からの推移をみると、一旦、増加傾向にあったものの、その後減少しています。（図表 6）

図表 6 NPO 法人数の推移

(団体)

	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
NPO 法人	274	279	289	285	277	275

資料：「協働推進課（各年度末 時点）」

また、社会福祉協議会に登録しているボランティア団体数をみると、平成 30 年度（2018 年度）は個人登録で 455 人、団体登録で 293 団体となっています。

平成 25 年度（2013 年度）からの推移をみると、個人登録は増減があるものの、団体登録は年々増加傾向にあります。（図表 7）

図表 7 社会福祉協議会に登録しているボランティア団体数の推移

(個人登録：人、団体登録：団体)

	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
個人登録	436	446	471	473	443	455
団体登録	202	213	234	255	266	293

資料：「社会福祉協議会（各年度末 時点）」

本市では、上述以外にも、「地域交流サロン」や「子ども食堂」など、地域が主体となって活動している取組が拡大する事業もあり、その取組を担う団体は、活発に活動しています。このうち、様々な取組を担う主な地域活動団体を、図表 8 に示します。

図表 8 主な地域活動団体一覧（平成 31 年（2019 年）4 月 1 日現在）

名 称	活動概要
町会・自治会・管理組合	地域コミュニティの醸成や、地域の実情に応じた課題解決に向けて様々な活動を実施している。 ・団体数：576 団体 ・加入世帯数：約 15 万世帯
学校運営協議会	保護者や地域住民などが一定の権限と責任を持って学校運営に参画することで、子どもたちの豊かな成長を支え「地域とつながる学校づくり」を推進している。 ・全ての小、中学校（108 校）に設置。
民生委員児童委員協議会	子育てや介護、経済的な悩みなど、社会福祉に関する問題についての様々な相談に応じ、関係機関へ橋渡しを行っている。 ・活動地区：20 地区 ・委員定数：452 人
青少年対策地区委員会	市の青少年健全育成基本方針を踏まえ、地域のクリーン活動やあいさつ運動などを行っている。 ・活動地区：37 地区（全ての中学校区）・委員数：約 2,600 人
住民協議会	市民センターを中心にコミュニティ活動を推進し、地域住民の文化と福祉の向上を図り、健康で住みよいまちづくりに寄与している。 ・団体数：17 団体
自主防災組織	平常時は防災訓練などを各組織で行うほか、市主催の研修へ参加しており、災害時には地域の防災活動を担っている。 主に町会・自治会単位で結成しているほか、マンションの管理組合などの団体が自主的に防災組織を結成しているものもある。 ・団体数：447 団体 ・加入世帯数：約 14 万世帯

## ウ. 地域活動拠点の状況

町会・自治会をはじめ、地域の活動団体などが利用している主な地域活動拠点として、市民センターなどがあります。

本市では、将来にわたり市民ニーズに対応した行政サービスを安定的に提供していくため、公共施設の維持管理などを中長期的な視点で総合的かつ計画的に推進する「公共施設等総合管理計画」を策定しており、推進にあたって、公共施設の利用圏域を「全市的施設」「地域的施設」「生活圏域施設」の3つに分類しています。(図表9)

このうち、日常生活圏内にある「生活圏域施設」の主な施設である学校施設は、老朽化が進み児童生徒数も減少する中、今後、他の施設との複合化などを図ることにより、地域コミュニティの拠点とすべく施設整備を進めるものとしています。

図表9 公共施設の利用圏域分類

利用圏域分類	施設
全市的施設	市全域での利用を前提に設置した施設で、文化・スポーツ、観光等の拠点機能を有する施設などです。大規模な施設や清掃・下水処理場などのインフラ関連施設などで、用途ごとに市内に1か所(施設によっては数か所)あれば充足する施設
地域的施設	概ね「八王子ビジョン2022」で定める6圏域ごとに整備され、その圏域住民の利用を主な目的とした施設
生活圏域施設	小学校や中学校のように、概ね徒歩圏内にある施設で、主に日常生活圏内にある施設

資料：「公共施設等総合管理計画(平成29年3月)」

### (3) 地域における市民意識の状況

「第50回(平成30年(2018年))市政世論調査」による市政への要望(重点施策要望)として特に力を入れてほしいと思う施策について、年代・世帯構成・居住形態・居住年数・ライフステージ・居住地域別などの属性ごとに調査したところ、次項に示す結果となりました。

## 【市政への要望（重点施策要望）結果概要】

### 1. 全市結果概要

- (1) 市政全般において、特に力を入れてほしいと思う施策を、3つまで順位をつけて聞いたところ、1位～3位の合計比率では、「高齢者福祉（介護サービス、地域包括ケアシステムの構築等）」(36.4%)が4割近くと最も高くなっている。以下、「保健・医療」(21.9%)、「防災・減災対策」(21.6%)、「子ども・子育て支援」(19.7%)などとなっている。
- (2) 地域づくりに関連する選択肢として「地域のコミュニティの活性化」についてみると、全体で7.5%である。属性別でみると、居住年数5～10年未満の10.2%、以降30年未満までが要望として高い傾向を示し、居住地域では由井地区が12.9%と、居住地域で唯一10%を超えていることが特徴的である。

### 2. 属性別結果概要

- (1) 年代別に見ると、18～49歳では、「子ども・子育て支援」が最も高い割合を示しており、その他、「防犯対策」、「交通機関・駐車場の整備」、「学校教育」などの要望も高い割合を示している。
- (2) 世帯構成別に見ると、一般的に市全体と近い傾向があるとみられるが、ひとり暮らしでは、「暮らしの相談・支援」の割合が高い。
- (3) 居住形態別に見ると、一般的に市全体と近い傾向があるとみられるが、民間の賃貸アパート・マンションでは、「子ども・子育て支援」の割合が高く、公営賃貸住宅では、「暮らしの相談・支援」の割合が高い。
- (4) 居住年数別に見ると、10年未満において「子ども・子育て支援」の割合が最も高く、「防犯対策」、「交通機関・駐車場の整備」、「公園や遊び場の整備」などの要望もある。10～15年未満では、「子ども・子育て支援」とともに「学校教育」の割合も高い。15年以上では、「環境の保全」に対する要望も高くなっている。
- (5) ライフステージ別に見ると、独身期～家族成長後期\*まで、「子ども・子育て支援」の割合が最も高く、このうち家族形成期～家族成長後期まで、「学校教育」の割合が高い。家族成熟期以降、「高齢者福祉」、「保健・医療」、「防災・減災対策」の割合が高く、「環境の保全」の割合も高くなっている。
- (6) 居住地別に見ると、一般的に市全体と近い傾向があるが、中央地域・北部地域・東南部地域・東部地域において「子ども・子育て支援」の割合が高く、北部地域・東部地域では、「環境の保全」の割合が高い。

※「第50回（平成30年（2018年））市政世論調査」では、調査対象者の年齢、配偶者の有無、子どもの人数、子どもの成長段階によってライフステージの区分を作成している。独身期～家族成長後期とは、「独身期：18～39歳で単身者」、「家族形成期：18～39歳で配偶者がいて子どもがいない、または、18～64歳で一番下の子どもが小学校入学前」、「家族成長前期：18～64歳で一番下の子どもが小学生」、「家族成長後期：18～64歳で一番下の子どもが中学・高校生」を示す。

\*なお、その他詳細については、資料編にて掲載しています。

## 6. 八王子市が抱える地域の課題

### (1) 地域で異なる様々な課題への対応

本市は、いくつかの町や村の合併により市域を拡大してきた歴史があり、様々な地域性を有しているため、高齢者福祉、子ども・子育て支援、防災・減災対策、防犯対策など、対応すべき課題も多様かつ複合的に生じており、今後は、地域の状況に応じた課題への対応が求められます。(図表 10)

図表 10 6 圏域・人口構成と課題の整理

圏域	地域の特色・人口構成		町会・自治会加入率	課題 (市政への要望)
中央地域	地域の特色	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 織物産業や商業を中心として発展し、現在では商業地域が広がり、住宅地が密集した、都市としての要素が最も強い地域。国道や主要街道など道路面での起点やJR中央線・横浜線・京王線の出発点となっており、交通面でも中心となっている。また、多くの神社仏閣が残され、伝統的な祭礼が行われている。</li> </ul>	64.5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者福祉、保健・医療、<u>子ども・子育て支援</u>など</li> </ul>
	人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産年齢人口の割合が高く、<u>年少人口割合が最も低い</u>地域。</li> <li>● 今後、老年人口割合が上昇する地域。</li> </ul>		
北部地域	地域の特色	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生糸産業の製糸工場や染め工場などがあり、「織物のまち」としての伝統を守り継いでいる。また、良質な水環境に恵まれ都内最大の田園を有し、八王子の米どころとなっている。中央道八王子ICや国道バイパスなど、自動車交通の利便性が高い地域。レクリエーションやスポーツの場として利用できる施設も多い。</li> </ul>	49.6%	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者福祉、保健・医療、防災・減災対策、子ども・子育て支援、<u>ほか環境の保全</u>など</li> </ul>
	人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全市とほぼ同様の傾向。</li> </ul>		
西部地域	地域の特色	<ul style="list-style-type: none"> <li>● かつては農業が盛んに行われ「江戸東京野菜」が生産されており、現在もその食文化を守り継いでいる。圏央道八王子西ICや幹線道路の整備による広域的な交通利便性が高い地域。豊かな自然と市街地で構成されており、まちと自然が重なりあう。西側には市街化調整区域があり、自然環境と八王子城跡などの歴史・文化資源が存在する。観光農業振興施設として「夕やけ小やけふれあいの里」も市民に親しまれている。</li> </ul>	55.7%	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者福祉、保健・医療、防災・減災対策など</li> </ul>
	人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>老年人口割合が最も高く</u>、<u>生産年齢人口が最も低い</u>地域。</li> </ul>		
西南部地域	地域の特色	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主要な幹線道路や複数の路線が地域内を通り、広域的な交通利便性が高い地域。豊かな自然環境を有し、高尾山や甲州街道のいちょう並木などの景観資源も多くあり、多摩御陵をはじめとする歴史・文化資源なども多く存在する。また、地域の特色ある様々な祭りが市民主体で行われている。</li> </ul>	62.8%	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者福祉、防災・減災対策、保健・医療など</li> </ul>
	人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 老年人口割合が高く、生産年齢人口割合が低い地域。</li> </ul>		
東南部地域	地域の特色	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通利便性が高い地域であり、北野工業団地をはじめとした製造業や物流が多く立地する地域。また、丘陵地を利用した酪農や農業生産なども行われており、産業と居住、自然環境が調和した市街地。八王子ニュータウンでは、住宅市街地を形成しつつ自然環境の維持・保全を図っている。</li> </ul>	54.6%	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者福祉、防災・減災対策、<u>子ども・子育て支援</u>など</li> </ul>
	人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>年少人口割合が最も高く</u>、老年人口割合も低い地域。</li> <li>● 中学校区によって、特にこの傾向が強い校区もある。</li> </ul>		



東部地域	地域の特色	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 古くから田畑農業のほか炭焼き、養蚕、糸取りなどが行われ、生糸を運んだ「絹の道」が残されている。主要な幹線道路と京王相模原線が通り、広域的な交通利便性が高く、都心や相模原方面ともつながりが深い地域。地域の中央に川が流れ、南側には整然としたまちなみの多摩ニュータウンと丘陵地、北側には多摩丘陵とみどりに囲まれた住宅地があり、まちと自然が重なりあっている。</li> </ul>	48.7%	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者福祉、防災・減災対策、<u>環境の保全</u>、<u>子ども・子育て支援</u>など</li> </ul>
	人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>生産年齢人口が最も高く</u>、年少人口割合も高い地域。また、<u>老年人口は最も低い地域</u>。</li> <li>● ただし、中学校区でみると老年人口割合が高い校区もある。</li> <li>● 今後、老年人口割合が上昇する地域。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 18～49歳にあたる市民においては、防犯対策や学校教育に対する要望も多く、家族形成期から家族成長期は特に学校教育に対する要望も強い傾向があり。</li> <li>● 居住年数が10年未満にあたる市民においては、子ども・子育て支援に対する要望が強い傾向があり。</li> <li>● 50歳以上、居住年数15年以上、家族成熟期にあたる市民においては、環境の保全に対する要望が強い傾向があり。</li> </ul>				

## (2) 地域活動団体との連携

本市においては、多世代交流や高齢者支援、子ども・子育て支援、防災・減災対策、防犯対策など、地域課題の解決に向けた取組を通じて、町会・自治会が地域コミュニティの醸成に寄与してきました。

しかし、少子高齢化や核家族化など、社会情勢の変化から町会・自治会の加入世帯数・加入率が減少しており、今後、コミュニティ意識の希薄化とともに、地域の活力が弱くなることが課題となっています。

一方、本市では、町会・自治会のような地縁組織以外に、NPOなどの様々な活動団体による地域活動が増えています。

今後、地域づくりを推進していく上では、地域の実情に合わせて、このような活動団体などとの連携が不可欠となります。

## (3) 地域活動の拠点づくり

地域課題に対して様々な活動が広がる中、今後、その活動拠点に対するニーズもますます高まっていくものと想定されます。

本市では、「八王子市公共施設等総合管理計画」において、公共施設の内、学校施設については、地域コミュニティの拠点としていくことを基本理念としています。

これまで、学校施設は子どもの学びの場であるとともに、子どもの居場所、避難所、地域コミュニティの核としての役割を担ってきました。

今後は、このような役割も踏まえながら、地域に暮らす住民や地域活動に取り組む団体などが利用できる地域活動拠点とすることが求められています。

## 7. 地域づくり推進の基本的な考え方

### (1) 地域づくり推進の基本的な考え方

本市では、今後の地域づくり推進に向けて、以下に示す基本的な考え方のもとに取り組んでいきます。

#### 地域づくり推進の基本的な考え方

##### ①地域づくり推進に向けた仕組みづくり

- 中学校区を基本とした市民や関係団体などとともに、地域が抱える課題、そしてその解決策を検討していくための仕組みを構築していきます。
- 検討プロセスにおいて築き上げられた組織・コミュニティが地域で主体的に取り組めるよう進めていきます。

##### ②地域課題の解決に向けた計画づくり

- 地域で生活する市民の安全安心なくらしの実現などに向けて、抱えている地域課題や解決策、地域づくりを推進していく体制などをとりまとめた「地域別推進計画」を、中学校区ごとに作成していきます。

##### ③ソフト・ハードを一体的に進める施策づくり

- 「地域別推進計画」の作成においては、高齢者支援、子ども・子育て支援、防災・減災対策、防犯対策など、地域の様々な課題解決に向けた活動や、その活動を担う人・組織づくりなどのソフト施策とともに、地域活動拠点となる公共施設（生活圏域施設）の再編といったハード施策を、一体的に検討していきます。

## 【コラム】地域づくりに向けた様々な取組

### 大阪府豊中市における地域の取組

大阪府豊中市では、小学校区を単位に地域の実情に合わせた活動を推進している。

活動を支える場として、「学校」を福祉活動や地域コミュニティなどの中心とし、地域住民が集まるカフェサロンや地域独自の体操などの取組を行っている。

福祉活動などを担う人が伸び伸びと息の長い活動が行えるよう、行政や社会福祉協議会が連携して環境整備をすすめている。

【地域住民が集まる体操講座の様子】



### 八王子市小津町における地域の取組

西部の市街化調整区域に位置する小津町では、豊かな自然環境や営農環境の保全を前提とした空き家、耕作放棄地及び森林再生などを通じた、移住・定住の促進による地域の活力向上に向け、平成 29 年（2017 年）4 月、地域の有志が特定非営利法人小津倶楽部を設立。自然環境を活かしたイベントを実施、町の魅力を発信することで、訪問者や新たなまちづくりの協力を募り、小津町及び恩方地区の活力向上に取り組んでいる。

【小津倶楽部の皆様】



### 地域福祉推進拠点石川における取組

地域福祉推進拠点石川は、石川事務所 2 階のスペースを利用して、平成 26 年（2014 年）12 月に開所し、これまで地域の身近な相談窓口として活動している。

また、地域ボランティアが運営する「かたらいカフェ石川」や、地域食堂「石川子ども食堂」を開催し、地域の身近な相談窓口だけではなく、地域住民の居場所や活躍の場としても活用されている。

【かたらいカフェ石川の様子】



## (2) 地域づくり推進で配慮すべき事項

### ア. 既存組織

中学校区では、町会・自治会など、地域づくりに関わる多くの組織があります。また、昨今では、NPOやボランティアなどによる活動も活発化しています。

地域づくりでは、このような地域で活動する既存の組織と連携しながら、地域課題の解決に取り組みます。

### イ. 地域づくりに参画する市民・関係団体など

地域づくりの対象圏域である中学校区において、その地域で生活する市民の安全安心な暮らしの実現に向けて、市民や関係団体などが地域づくりに参画し、協働による地域づくりを推進することが求められています。

このため、地域に「想い」をもつ市民や関係団体、そして子どもから高齢者、外国人、障害者など、多様な市民が地域づくりに参画できるように配慮します。

### ウ. 地域の実情に応じた対象圏域

地域づくりの対象圏域は中学校区とします。ただし、地域の成り立ちや地域活動の状況、地域課題などによって、隣接する複数の中学校区とで連携するなど、地域の実情に応じて対象圏域を設定することも想定します。その際には、「地域福祉推進拠点」などの中学校区よりも広域な範囲で地域に密着した取組をすすめている組織や団体とともに検討することを想定します。

### エ. ソフト・ハードを一体的に考えた地域づくり

地域の実情に応じて高齢者支援、子ども・子育て支援、防災・減災対策、防犯対策などの様々な課題が想定され、これらの課題の解決に向けた活動を担う人・組織づくりなどのソフト施策とともに、地域活動拠点や市民が集うコミュニティ拠点などの場づくりも求められます。

一方、活動拠点となる公共施設については、全般的に老朽化等による今後の維持管理や再編のあり方が課題となっており、現在、「八王子市公共施設等総合管理計画」に基づき、解決に向けて取り組んでいます。

これらを踏まえ、活動を担う人材育成などのソフト施策とともに、地域活動拠点の整備などのハード施策も、一体的に検討をすすめます。

なお、学校施設については、図表 11 に示す 3 つの視点を考慮します。

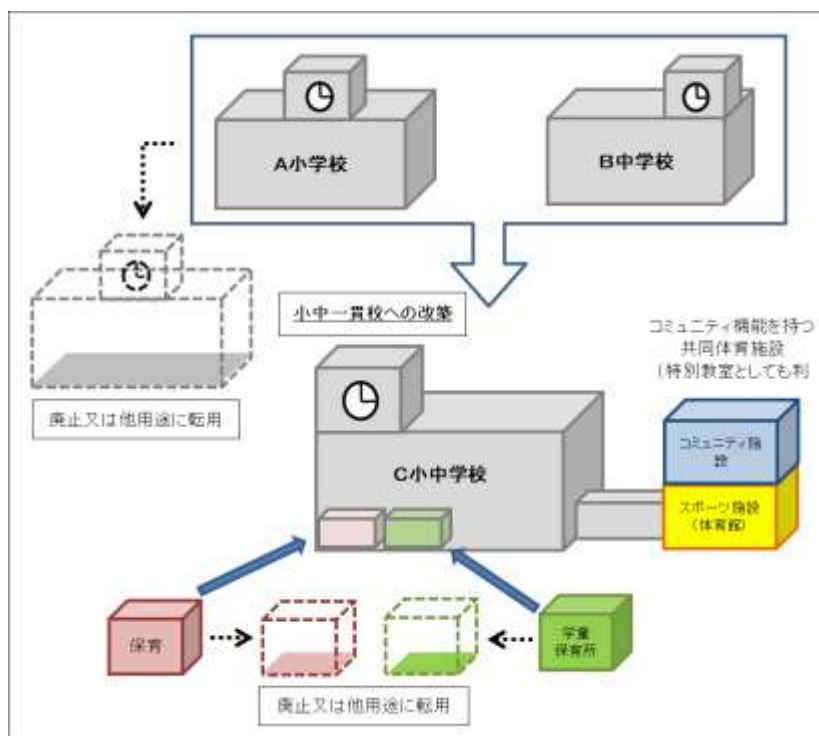
また、学校施設の複合化イメージについて、図表 12 で例示します。

図表 11 3つの視点

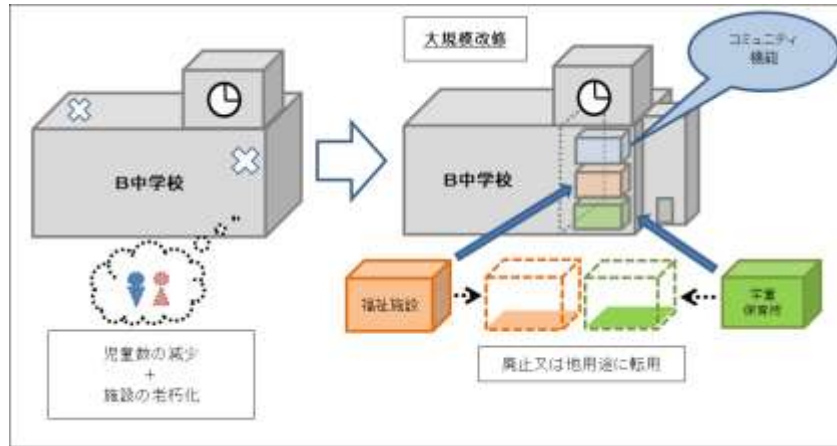
視点	概要
①老朽化対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本的に、建設年度の古い順に「改築」、または「長寿命化を図るための改修」を計画的に実施できるように考慮し、安全・安心な施設、教育環境の向上を目指す。</li> <li>● なお、「改築」とは、旧耐震基準（昭和46年1月）より前の基準で建設した施設（目標耐用年数65年）を建て替えることを言い、「長寿命化を図るための改修」とは、旧耐震基準（昭和46年1月）及び新耐震基準（昭和56年5月）で建設した施設（目標耐用年数80年）を目標耐用年数が迎えられるように改修することを言う。</li> </ul>
②適正配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校施設は、子どもの学びの場であるとともに、子どもの居場所、避難所、地域コミュニティの核としての役割を担っている。教育環境の充実はもとより、地域の子どもの地域で育てるためには、学校が地域の拠点となるように学校規模にも配慮しながら適正に配置する。</li> <li>● なお、この適正配置においては、望ましい学校規模（小中学校では12～18学級）、通学距離（上限は小中学校ともおおむね30分程度、通学距離は概ね2km。）など、「市立小・中学校の適正配置に関する基本方針（平成21年1月）」の考え方を基本としながら、地域の実情に応じて検討していく。</li> </ul>
③施設の複合化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「八王子市公共施設マネジメント基本方針」に基づき、改築や改修の際には、小中一体型やその他の公共施設などとの複合化を図り、学校が地域コミュニティの拠点となるよう再編し、原則、単独での建替えは行いません。特に、学校施設の複合化の観点からは、本市ではすべての小・中学校で小中一貫教育を推進していることから、義務教育学校制度の導入も視野に入れた小中一体型の整備を進めていく。</li> </ul>

図表 12 学校施設複合化のイメージ

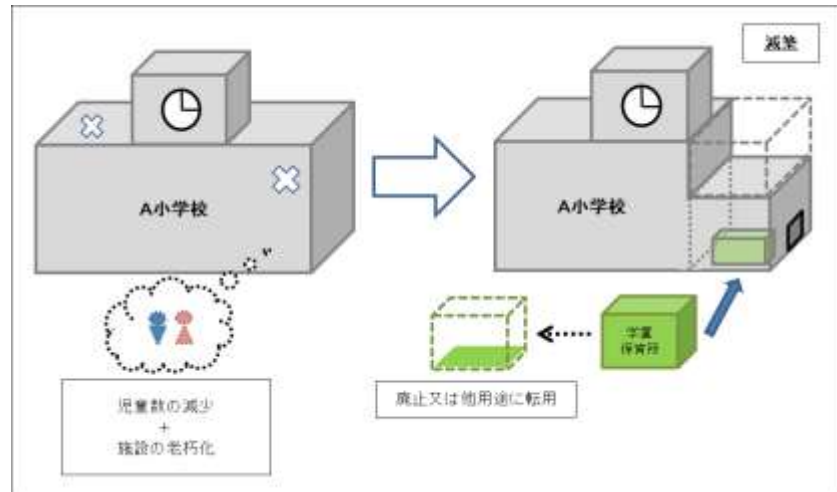
イメージ① 小中一貫校への改築時に複合化する場合のイメージ



イメージ② 長寿命化改修に合わせた余裕教室の活用イメージ



イメージ③ 児童数の減少に伴う減築改修と余裕教室の活用イメージ



## 8. 今後の展開

### (1) 地域づくり推進の基本的なプロセス

今後、中学校区を基本単位とした地域課題の解決策などの検討をもとに、地域と協働により作成する「地域別推進計画」としてとりまとめます。

この「地域別推進計画」は、地域の活動団体・市民、そして行政が連携して地域づくりを推進する計画として位置づけます。(図表 13)

「地域別推進計画」を作成する際は、ソフト・ハードを一体的に検討する観点から、地域が抱える課題への対応状況や、老朽化や小規模化が喫緊の課題となる学校の立地などを勘案しながら取組を優先する中学校区を選定し、実施します。

図表 13 地域づくり推進のプロセス



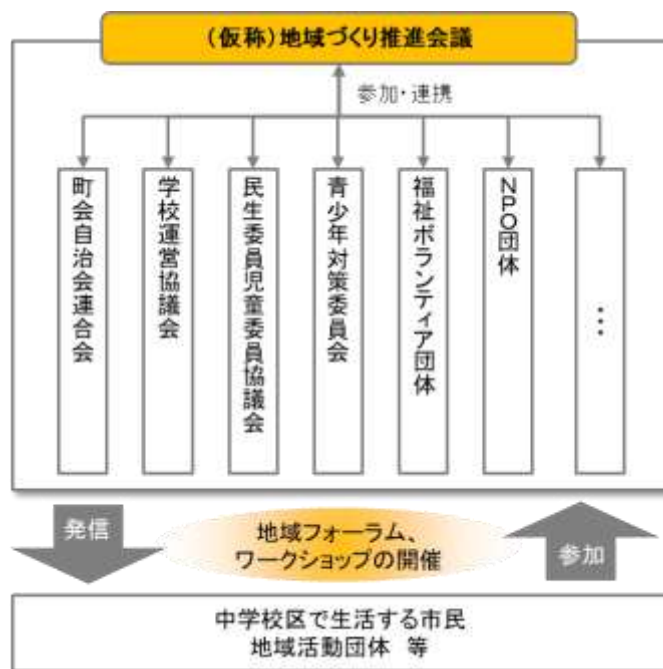
### (2) 地域づくり推進に向けた地域における検討体制の構築

地域づくり推進に向けて、町会・自治会をはじめ、学校運営協議会や民生委員・児童委員協議会、青少年対策地区委員会など、地域づくりに関わる活動団体や市民などともに地域の現状などを共有し、地域カルテとしてまとめた上で地域課題を抽出、地域課題を解決するための手法などを検討するため、本市が主体となって「(仮称) 地域づくり推進会議」を立ち上げます。(図表 14)

この立ち上げにおいては、地域づくりを行う既存組織を母体とすることや、必要に応じて公募などによって市民の地域づくりへの参画を促進することなど、地域の実情に合った会議体とすることを考えています。

また、地域福祉などの観点から、既に地域の関係者と取組をすすめている組織もあるため、このような組織の活用を図りながら、様々な地域課題を協議します。

図表 14 地域づくり推進に向けた検討体制



### (3) 地域別推進計画の策定

「地域別推進計画」は、上記「(仮称) 地域づくり推進会議」での検討を通じ、以下に示す手順で作成し推進していきます。(図表 15)

#### ア. 地域課題の抽出

対象圏域の人口や世帯、公共施設などの現状と今後の変化を「(仮称) 地域カルテ」※としてとりまとめながら参加者で共有し、地域課題を抽出します。

これら踏まえ、今後、中長期的な視点（5～10年）から対象圏域で解決していくべき地域課題を設定します。

※「(仮称) 地域カルテ」とは、対象圏域の立地、人口や世帯数の推移、活動団体、施設の配置などの概要を整理し、参加者の検討で挙げられた問題や課題などをまとめるものを想定しています。

#### イ. 地域課題を解決するための取組

対象圏域で設定した地域課題に基づき、その解決に向けた取組を検討します。

#### ウ. 取組を進める仕組みづくり

##### 【地域を支える人づくり】

今後、対象圏域で地域づくりを推進していくため、必要となる人材や活動団体などを検討します。



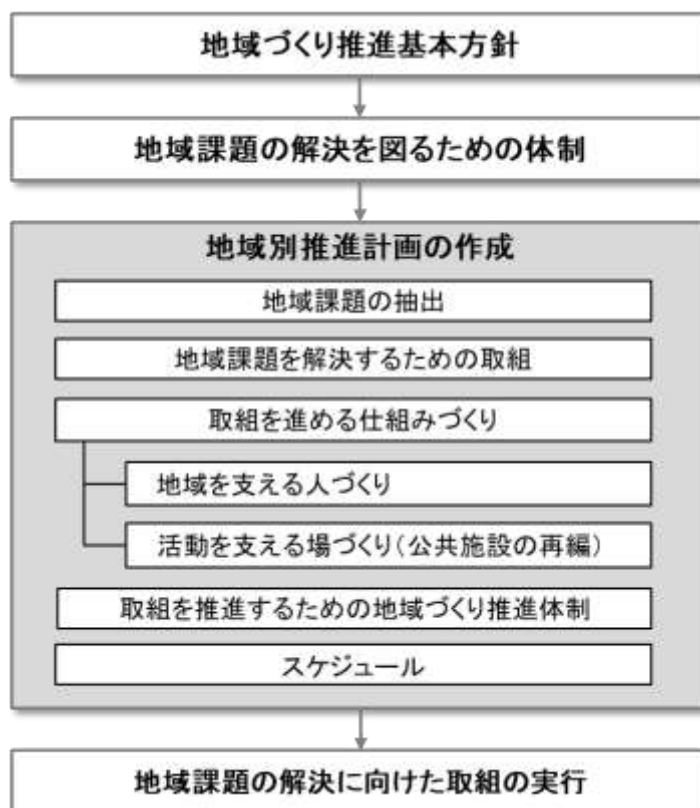
### 【地域を支える場づくり】

対象圏域で設定したテーマに基づき、その解決に向けて取り組んでいく上で必要となる「場づくり」を、本市が進めている公共施設、特に生活圏域施設の再編とともに検討します。

### エ. 取組を進めるための地域づくり推進体制

計画の検討プロセスを通じて築き上げた「(仮称)地域づくり推進会議」などをもとに、必要な人材の募集や組織との連携などによって、地域で主体的に取り組んでいくための推進体制を構築します。

図表 15 「地域別推進計画」の内容



#### (4) 地域づくり推進に向けた行政における取組

##### ア. 地域が一体となって取り組むための仕組み

地域づくりに向けた検討過程においては、地域で生活する市民や中学校区内で地域づくりに関心を持つ市民・活動団体などの意見を広く取り入れるため、検討された内容を発信する「地域フォーラム」や、関わる市民・活動団体の認識やアイデアを共有していく「ワークショップ」の開催などにより、地域が一体となって取り組んでいく仕組みづくりを進めます。

なお、将来隣接する中学校区と地域の課題や解決策などを共有し、全市で地域づくりの意識醸成を図っていくために、できるだけ多くの中学校区同士の意見交換、情報共有の場を設けることも検討しています。

##### イ. 行政における地域づくりに関する体制（図表 16）

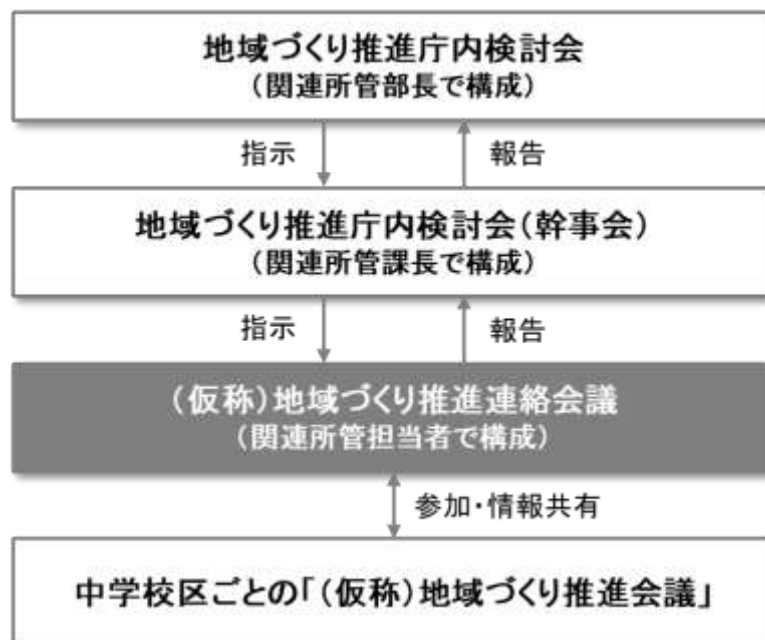
（仮称）地域づくり推進会議で検討される地域課題は、地域によって異なり、今後の社会状況の変化によって、多様かつ複合的になるものと考えられます。

このような地域課題の解決に向けた地域づくりの活動に対応するため、地域づくりに関連する所管担当者が集まる「（仮称）地域づくり推進連絡会議」を庁内に設置します。

ここでは、中学校区における地域づくりの検討状況や挙げられた地域課題などについて庁内横断的に情報を共有し、適宜、担当所管が検討に参画するなど、迅速に対応します。

また、地域課題が横断的な対応を必要とする場合は、上位の会議体に報告し調整を図ります。

図表 16 行政における地域づくり推進のための体制



## 【資料】

- ① 市政への要望（重点施策要望）結果詳細
- ② 中学校区別公共施設配置図
- ③ 昭和 56 年度（1981 年度）までに建設した学校施設一覧
- ④ 全学年が単学級（1 クラス）の学校における過去 5 年の児童・生徒数の推移
- ⑤ 地域づくり推進のための公共施設再編方針策定懇談会設置要綱

① 市政への要望（重点施策要望）結果詳細

図表 重点施策要望（1/2）

サンプル数	高齢者福祉 ケア（介護施設、福祉施設、地域包括ケアシステム）	健康・医療	防災・減災対策	子ども・子育て支援	環境（ごみ、水、大気）	防犯対策	業中振興 市街地活性化、商	暮らしの相談・支援 （法律、消費生活、所得等）	交通機関 ・駐車の整備	道路整備	学校教育	公園や遊び場の整備	地域の活性化 コミュニティ	雇用・就労支援	障害者福祉	
全体	2,644	21.9	21.6	19.7	16.8	15.7	12.3	11.0	11.0	9.4	8.4	8.0	7.5	7.1	6.5	
年代別																
18～29歳	234	17.9	16.7	25.2	13.2	18.4	9.0	9.0	21.4	7.3	13.7	11.5	6.8	14.5	9.8	
30～39歳	260	10.0	19.2	18.8	50.0	10.4	18.8	7.3	10.0	11.5	19.6	17.7	7.3	9.2	2.7	
40～49歳	425	20.2	21.2	24.2	27.5	9.6	20.9	11.3	10.4	12.0	16.2	12.2	5.9	8.7	8.0	
50～59歳	406	35.5	24.9	25.9	15.3	20.9	16.5	12.8	13.8	9.6	6.4	4.2	7.9	11.6	6.9	
60～64歳	228	48.2	19.7	27.2	21.1	21.1	16.2	13.2	14.5	6.1	2.6	4.4	8.8	7.5	5.7	
65歳以上	1,066	52.3	23.4	19.3	9.8	19.5	11.8	14.5	11.9	8.2	3.6	5.4	7.9	2.8	6.0	
世帯構成																
ひとり暮らし	321	37.7	16.2	21.2	8.1	16.5	15.0	9.7	18.1	10.0	10.9	3.7	4.0	5.6	5.6	
配偶者とふたり暮らし（事実婚も含む）	737	46.3	23.9	20.4	14.1	20.5	13.0	14.9	11.0	11.3	9.1	3.9	6.0	8.0	4.9	
自分たち夫婦と未婚の子ども	941	31.1	23.4	23.3	30.4	13.9	15.7	11.4	9.1	9.9	10.1	14.0	10.9	8.4	7.0	
自分たち夫婦と子ども夫婦	21	33.3	14.3	9.5	14.3	23.8	14.3	19.0	9.5	0.0	14.3	9.5	0.0	4.8	0.0	
親と自分のみ	325	24.6	21.5	20.6	13.5	20.0	12.9	12.9	12.0	16.6	8.0	7.7	8.0	6.8	11.1	
親と自分たち夫婦	36	47.2	19.4	27.8	19.4	16.7	19.4	13.9	5.6	2.8	11.1	0.0	8.3	5.6	11.1	
三世帯	179	39.7	17.9	20.7	22.3	20.7	21.8	10.1	6.1	11.2	8.4	10.6	11.2	6.1	5.0	
その他（四世代など）	27	40.7	18.5	25.9	18.5	22.2	18.5	14.8	14.8	7.4	7.4	3.7	11.1	7.4	7.4	
戸建て（持ち家）	1,562	37.3	22.3	20.6	20.2	17.7	16.1	14.2	8.3	12.4	11.4	7.9	8.9	7.2	6.0	
戸建て（借家）	53	28.3	22.6	24.5	11.3	15.1	17.0	18.9	18.9	5.7	1.9	7.5	5.7	0.0	11.3	
分譲マンション	425	37.6	24.2	26.6	17.9	18.4	15.8	10.8	12.7	8.7	7.3	11.3	7.8	9.9	7.1	
民間の賃貸アパート・マンション	278	25.2	18.0	21.9	24.8	10.4	17.3	8.6	17.3	10.4	8.3	6.5	5.4	7.6	12.9	
公営賃貸住宅（都営・市営）	99	42.4	22.2	15.2	16.2	10.1	13.1	7.1	27.3	7.1	6.1	10.1	8.1	4.0	10.1	
UR・公社の賃貸住宅または都民住宅	107	40.2	19.6	22.4	18.7	16.8	11.2	6.5	13.1	9.3	0.9	8.4	7.5	11.2	9.3	
社宅・官舎・寮	20	25.0	25.0	5.0	40.0	15.0	25.0	10.0	10.0	15.0	15.0	20.0	0.0	0.0	20.0	
その他（間借りなど）	15	40.0	6.7	13.3	13.3	13.3	6.7	0.0	0.0	6.7	13.3	6.7	6.7	13.3	0.0	
居住年数																
1年未満	56	16.1	12.5	8.9	26.8	16.1	19.6	12.5	7.1	21.4	7.1	16.1	3.6	7.1	14.3	0.0
1～3年未満	81	18.5	16.0	17.3	39.5	12.3	19.8	4.9	8.6	11.1	12.3	11.1	8.6	9.9	4.9	
3～5年未満	74	25.7	17.6	18.9	41.9	10.8	24.3	2.7	9.5	9.5	16.2	20.3	5.4	5.4	12.2	
5～10年未満	177	25.4	20.9	26.6	31.1	14.7	15.8	7.3	10.2	14.1	7.3	13.0	12.4	6.2	6.8	
10～15年未満	205	33.2	21.5	18.5	26.3	11.7	13.7	11.7	12.7	9.8	22.4	11.7	9.3	5.4	8.3	
15～20年未満（転入して以来）	229	29.3	18.3	26.2	16.6	18.8	14.8	9.2	16.6	11.4	8.3	9.2	8.7	11.8	5.2	
20～30年未満（転入して以来）	408	34.6	24.0	24.3	21.6	20.1	16.7	10.8	12.0	11.5	6.9	6.1	5.9	8.1	6.6	
30年以上（転入して以来）	882	47.8	22.8	20.9	13.2	18.1	14.7	14.7	10.0	9.3	9.6	4.8	7.3	5.1	6.1	
生まれてからずっと	485	33.2	23.3	20.4	17.7	15.3	16.5	16.3	10.3	12.0	12.8	6.6	7.8	7.2	7.0	
独身期	289	13.8	17.3	18.3	18.7	15.2	19.0	9.7	9.7	18.3	8.0	10.7	8.0	6.2	15.2	
家族形成期	212	8.0	17.5	16.5	69.8	6.6	17.0	3.8	2.8	11.8	9.4	26.9	9.9	4.7	3.3	
家族成長前期	150	15.3	22.0	19.3	44.0	6.7	21.3	10.0	6.7	12.0	12.0	19.3	6.0	7.3	4.0	
家族成長後期	159	23.3	23.3	26.4	27.0	11.9	18.2	10.1	11.3	10.1	15.7	20.8	5.7	9.4	8.2	
家族成熟期	427	42.4	23.0	26.9	19.0	20.6	16.4	15.0	11.9	11.7	7.7	3.0	4.2	8.0	11.0	
老齢期	1,066	52.3	23.4	19.3	9.8	19.5	11.8	14.5	11.9	8.2	8.9	3.6	5.4	7.9	2.8	
その他	293	31.7	23.5	28.0	7.2	18.4	19.5	13.3	15.4	12.6	9.9	2.4	4.4	5.1	9.6	

資料：「第50回（平成30年（2018年））市政世論調査結果」

図表 重点施策要望 (2/2)

サンプル数	高齢者福祉等 介護サービス、地域包括ケアシステムの構築	保健・医療	防災・減災対策	子ども・子育て支援	環境 (騒音、水、ごみ等)	防犯対策	商業街地活性化、 振興	暮らしの相談・支援 (法律、消費生活、低所得等)	交通 ・駐車の整備	道路整備	学校教育	公園や遊び場の整備	地域の 活性化	雇用・就労支援	障害者福祉
全体	2,644	36.4	21.9	21.6	19.7	16.8	15.7	12.3	11.0	9.4	8.4	8.0	7.5	7.1	6.5
居住地域															
中央地域 (本庁管内)	595	32.8	22.0	18.2	20.0	14.1	17.8	19.0	11.3	8.1	7.6	8.2	6.7	7.4	5.0
北部地域	222	36.5	26.1	21.6	20.7	20.7	15.3	9.9	13.1	6.3	9.9	5.9	4.1	9.9	5.4
加住地区	64	35.9	25.0	14.1	18.8	18.8	7.8	12.5	14.1	4.7	12.5	6.3	6.3	12.5	6.3
石川地区	158	36.7	26.6	24.7	21.5	21.5	18.4	8.9	12.7	7.0	8.9	5.7	3.2	8.9	5.1
西部地域	452	38.7	22.6	19.9	17.5	14.2	12.6	12.4	10.4	14.8	6.2	9.1	6.2	8.2	6.6
元八王子地区	237	40.5	23.2	19.4	16.0	13.5	11.4	11.8	11.4	11.4	5.1	8.9	7.6	7.6	6.3
恩方地区	74	44.6	14.9	20.3	27.0	14.9	13.5	12.2	16.2	16.2	6.8	12.2	5.4	5.4	6.8
川口地区	141	32.6	25.5	20.6	14.9	14.9	14.2	13.5	5.7	19.9	7.8	7.8	4.3	10.6	7.1
西南部地域	487	38.2	22.6	24.2	18.9	16.6	15.4	11.1	10.9	9.0	8.6	8.8	8.4	6.4	6.8
浅川地区	111	32.4	18.0	27.0	23.4	16.2	17.1	5.4	10.8	15.3	9.0	9.9	6.3	9.0	8.1
横山地区	249	37.8	20.9	21.3	17.7	16.1	18.1	15.3	10.0	8.4	8.0	7.6	8.8	3.6	6.4
館地区	127	44.1	29.9	27.6	17.3	18.1	8.7	7.9	12.6	4.7	9.4	10.2	9.4	9.4	6.3
東南部地域	373	34.6	19.8	21.2	21.2	16.6	17.2	14.2	8.8	9.4	8.3	7.5	9.9	6.2	8.3
194	31.4	22.2	20.1	21.6	14.9	17.5	17.0	7.7	12.4	11.3	8.8	8.2	12.9	6.2	6.7
179	38.0	17.3	22.3	20.7	18.4	16.8	11.2	10.1	11.2	7.3	7.8	6.7	6.7	6.1	10.1
東部地域	513	38.2	20.1	24.8	20.9	21.1	15.4	5.5	11.9	5.8	10.7	7.4	8.6	6.2	6.8
161	37.3	21.7	21.7	23.6	20.5	15.5	15.5	5.6	11.8	14.9	8.1	9.9	5.6	5.6	6.8
由木地区	82	45.1	13.4	30.5	18.3	22.0	11.0	4.9	14.6	8.5	9.8	4.9	6.1	6.1	7.3
由木東地区	270	36.7	21.1	24.8	20.0	21.1	16.7	5.6	11.1	4.1	11.5	9.3	9.6	6.7	6.7
南大沢地区															

資料：「第50回（平成30年（2018年））市政世論調査結果」

② 中学校区別公共施設配置図



### ③ 昭和 56 年度（1981 年度）までに建設した学校施設一覧

#### 旧耐震基準（昭和 46 年 1 月）より前の基準で建設した施設

建設年度	経過 年数	学校名
1958（昭和 33）年度	61 年	第二小学校
1962（昭和 37）年度	57 年	第四中学校
1963（昭和 38）年度	56 年	散田小学校
1964（昭和 39）年度	55 年	第五小学校
1965（昭和 40）年度	54 年	第一小学校、第八小学校、第九小学校、由井第一小学校、 由井中学校
1966（昭和 41）年度	53 年	元八王子小学校、第一中学校、川口中学校
1967（昭和 42）年度	52 年	中野北小学校、横山第二小学校、陶鎔小学校、 由井第二小学校、第二中学校
1968（昭和 43）年度	51 年	第四小学校、浅川小学校、元八王子中学校
1969（昭和 44）年度	50 年	第十小学校、横山第一小学校、長房小学校、由井第三小学校、 浅川中学校
1970（昭和 45）年度	49 年	元八王子東小学校、川口小学校、美山小学校
1971（昭和 46）年度	48 年	大和田小学校、加住小学校、由木東小学校

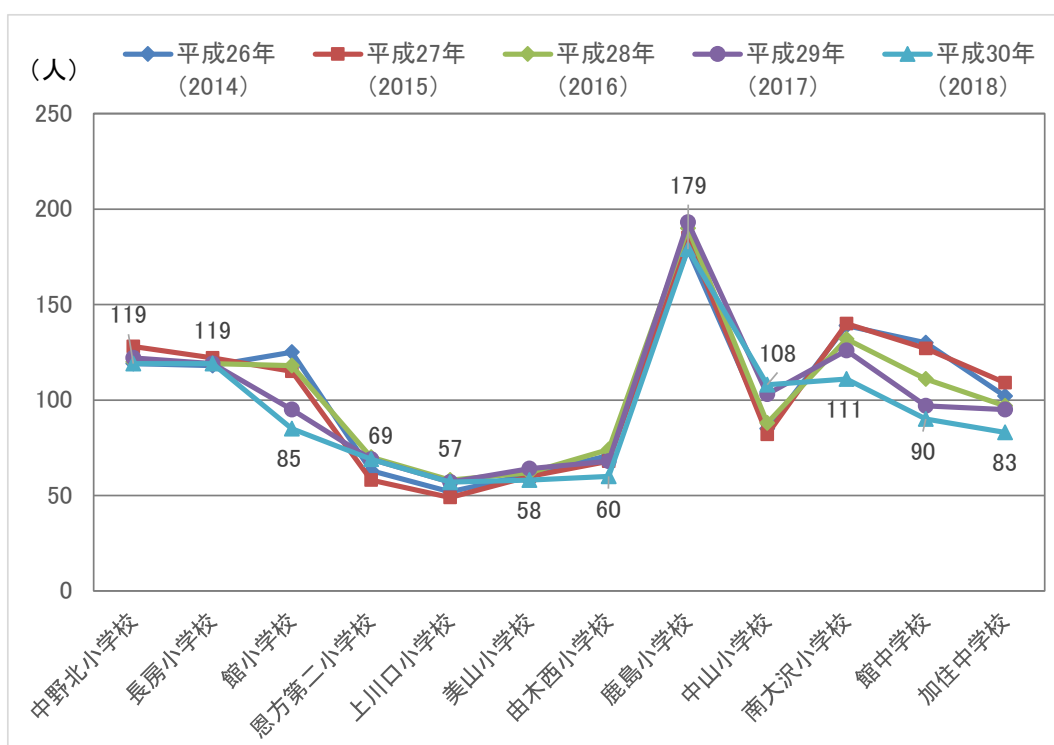
31 校/108 校（全体の 29%）

#### 旧耐震基準（昭和 46 年 1 月）以降に建設した施設

建設年度	経過 年数	学校名
1972（昭和 47）年度	47 年	長沼小学校、第六中学校、加住中学校
1973（昭和 48）年度	46 年	船田小学校、恩方第一小学校、長房中学校、恩方中学校、 打越中学校
1974（昭和 49）年度	45 年	清水小学校、小宮小学校、上壱分方小学校、由木中央小学校、 第七中学校、館小中学校、高尾山学園
1975（昭和 50）年度	44 年	上川口小学校、片倉台小学校、由木西小学校、鹿島小学校、松 が谷小学校、四谷中学校、由木中学校、松が谷中学校
1976（昭和 51）年度	43 年	山田小学校、城山小学校、恩方第二小学校、檜原小学校、 東浅川小学校、檜原中学校
1977（昭和 52）年度	42 年	柵田小学校、元木小学校、高嶺小学校、ひよどり山中学校、柵 田中学校
1978（昭和 53）年度	41 年	式分方小学校
1979（昭和 54）年度	40 年	横川小学校、松枝小学校、中山小学校、横川中学校
1980（昭和 55）年度	39 年	緑が丘小学校、甲ノ原中学校
1981（昭和 56）年度	38 年	高倉小学校、宇津木台小学校

43 校/108 校（全体の 40%）

#### ④ 全学年が単学級(1 クラス)の学校における過去 5 年の児童・生徒数の推移



※掲載している数値は平成 30 年（2018 年）の学校児童・生徒数です。

#### ⑤ 地域づくり推進のための公共施設再編方針策定懇談会設置要綱

学識経験者と市民の計 10 人で構成され、(仮称) 地域づくり推進基本方針の策定に関する必要な事項を検討・審議しました。

##### ■ 懇談会委員名簿（敬称略）

区分	委員名	所属・役職
学識経験者	和田 清美（座長）	公立大学法人 首都大学東京 教授
関係団体	金山 滋美	八王子市学校運営協議会
	尾寄 敏夫（副座長）	八王子市町会・自治会連合会 副会長
	豊田 聡	社会福祉法人八王子市社会福祉協議会 常務理事
	山本 英雄	八王子市民生委員児童委員協議会 副会長
	関口 眞吾	八王子市青少年対策地区委員会
	大熊 一正	八王子市立松木中学校 校長
	小池 慎一郎	八王子市立第一小学校 校長
公募市民	村木 美佐子	公募市民
	吉岡 恵子	公募市民



## ■ 懇談会設置要綱

(開催目的)

第1条 身近な中学校区を基本に地域における課題を共有しながら、市民と協働で検討を進め、地域づくりのための公共施設再編方針を策定するため、「地域づくり推進のための公共施設再編方針策定懇談会」(以下「懇談会」という。)を開催する。

(意見等を求める事項)

第2条 懇談会において意見及び助言等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域づくりに関すること
- (2) 公共施設再編方針の基本的な考え方に関すること
- (3) その他、地域づくりのための公共施設再編方針について必要と認められる事項に関すること

(構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる11名以内の参加者をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者 2名以内
- (2) 各関係機関・団体から推薦された者 7名以内
- (3) 公募市民 2名以内

(開催期間)

第4条 懇談会の開催期間は、令和元年(2019年)5月1日から令和2年(2020年)3月31日までとする。

(会議)

第5条 懇談会は、都市戦略部長が招集する。

2 懇談会には、必要に応じ座長を置くことができる。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局は、都市戦略部に置き、庶務業務を処理する。

(その他)

第7条 本要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和元年(2019年)5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年(2020年)3月31日限り、その効力を失う。